

みなさまへ

浜岡原子力発電所1・2号機の廃止措置計画について、お知らせいたします。

当社は、昨年12月、浜岡原子力発電所1・2号機の運転終了および6号機の建設などを内容とする浜岡原子力発電所リプレース計画等をとりまとめ公表しました。浜岡原子力発電所1・2号機は本年1月30日をもって運転を終了し、6月1日に廃止措置計画認可申請書を国へ提出しました。

廃止措置計画認可申請とは何ですか。

■運転を終了した原子力発電所は、解体撤去し廃棄物の処分などを行います。これを廃止措置といいます。

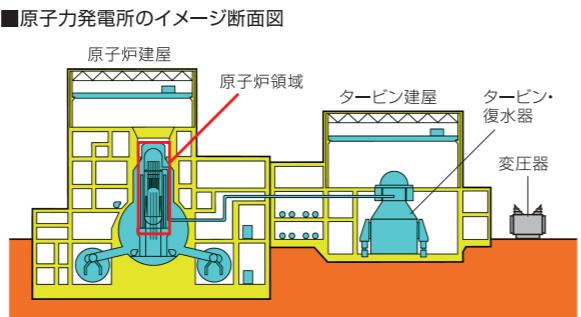
■廃止措置計画認可申請は、廃止措置を安全かつ確実に行うための計画(廃止措置計画)について、法律に基づき国に申請するものです。

■今回の申請では、廃止措置期間全体にわたる基本方針や、至近数年間の解体工事準備期間中(第1段階)に実施する工事内容・安全確保対策などについて国の審査を受けます。

廃止措置はどのように進めていくのですか。

■廃止措置は、大きく4段階に区分して実施します。当面の第1段階では、放射性廃棄物が発生する設備の解体は行いません。

■廃止措置工程(概略)			
第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
解体工事準備期間 平成21～26年度	原子炉領域周辺設備解体撤去期間 平成27～34年度	原子炉領域解体撤去期間 平成35～41年度	建屋等解体撤去期間 平成42～48年度



原子炉領域…原子炉容器および原子炉を取り囲む放射線遮へい体を含む領域
原子炉領域周辺設備…原子炉領域以外の設備(タービン建屋内の設備など)
放射性廃棄物が発生しない設備…変圧器など

安全に実施できるのですか。

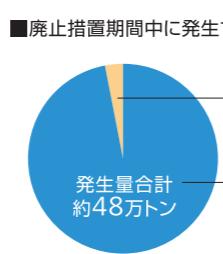
■廃止措置は、安全確保を最優先に、法令を遵守して実施してきます。

■作業従事者の放射線防護および放射性物質の施設内外への漏えい・拡散防止を適切に実施します。また、周辺環境に影響がないことを確認するため、運転時と同様に周辺の放射線モニタリング(測定・監視)を行います。

廃棄物はどのように処分するのですか。

■廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物は、放射能レベルなどに応じた処理を行い、廃止措置が終了するまでに処分します。

■廃棄先は、原子炉領域周辺設備の解体撤去(第2段階)を実施するまでに定め、廃止措置計画に反映し認可を受けます。



*発生量は、推定値です。放射能レベルの調査結果により変動します。

■6号機および使用済燃料乾式貯蔵施設の建設計画については、本年4月より、基本検討を行うための地質調査などを実施しています。6号機については、平成30年代前半の運転開始、使用済燃料乾式貯蔵施設については、平成28年度の使用開始を目指して建設したいと考えています。

当社は、今後とも安全の確保を第一に浜岡原子力発電所を運転していくとともに、引き続き原子力発電への積極的な取り組みを進めてまいります。
これまで同様、みなさまのご理解とご協力をお願い申しあげます。



■浜岡原子力発電所

中部電力株式会社

浜岡地域事務所 総括・広報グループ

〒437-1695 静岡県御前崎市佐倉5561

TEL:0537-86-3481(代表) 8:30~17:10 土日・祝日除く

静岡支店 広報グループ

〒420-8733 静岡県静岡市葵区本通二丁目4-1

TEL:054-273-9004(直通) 8:30~17:10 土日・祝日除く

浜岡原子力発電所に関する情報はホームページでもお知らせしております。

<http://www.chuden.co.jp>

*この内容は平成21年6月1日の状況をもとに作成しています。